

むつ市議会第185回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成17年8月29日(月曜日)午後1時開議

諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第179号 むつ市過疎地域自立促進計画について
- 第2 議案第180号 むつ市個人情報保護条例
- 第3 議案第181号 むつ市脇野沢地域交流センター条例
- 第4 議案第182号 むつ市ウェルネスパーク条例
- 第5 議案第183号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第184号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第185号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第186号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第187号 むつ市文化財保護条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第188号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第189号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第190号 青森県交通災害共済組合理約の一部を変更する規約
- 第13 議案第191号 青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加について
- 第14 議案第192号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第15 議案第193号 平成17年度むつ市一般会計補正予算
- 第16 議案第194号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第17 議案第195号 平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第18 議案第196号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第19 議案第197号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第20 議案第198号 平成16年度川内町一般会計歳入歳出決算
- 第21 議案第199号 平成16年度川内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第22 議案第200号 平成16年度川内町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第23 議案第201号 平成16年度川内町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第24 議案第202号 平成16年度川内町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第25 議案第203号 平成16年度大畑町一般会計歳入歳出決算
- 第26 議案第204号 平成16年度大畑町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第27 議案第205号 平成16年度大畑町魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第28 議案第206号 平成16年度大畑町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第29 議案第207号 平成16年度大畑町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第30 議案第208号 平成16年度大畑町介護保険特別会計歳入歳出決算

- 第31 議案第209号 平成16年度脇野沢村一般会計歳入歳出決算
- 第32 議案第210号 平成16年度脇野沢村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第33 議案第211号 平成16年度脇野沢村介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第34 議案第212号 平成16年度脇野沢村老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第35 議案第213号 平成16年度脇野沢村簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 第36 議案第214号 平成16年度脇野沢村下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第37 議案第215号 平成16年度川内町水道事業会計決算
- 第38 議案第216号 平成16年度大畑町水道事業会計決算
- 第39 議案第217号 平成16年度むつ市水道事業会計決算
- 第40 報告第 35号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市水道事業会計補正予算)
- 第41 報告第 36号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更について)
- 第42 報告第 37号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について)
- 第43 報告第 38号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(青森県消防補償等組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県消防補償等組合同約の変更について)
- 第44 報告第 39号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58人）

1番	菊池一郎	2番	富岡幸夫
3番	横垣成年	4番	川下八十美
5番	山本留義	6番	白井二郎
8番	村川壽司	9番	小林正俊
10番	新谷功肇	11番	高田正弘
12番	佐々木	13番	石田勝弘
14番	鎌田古よ子	15番	菊池広志
16番	野呂泰喜	18番	川端澄男
19番	富岡修	20番	中村正志
21番	斉藤孝昭	22番	宮下順一郎
23番	赤松功	25番	本間千佳子
26番	坪田智十司	27番	田澤光雄
28番	福永忠雄	29番	工藤孝夫
30番	大澤敬作	31番	徳誠
32番	飛内賢司	33番	半田義秋
34番	牛滝春夫	35番	東健而美
36番	坂井一利	37番	板井磯美
39番	東谷正司	40番	東谷良久
41番	佐々木隆徳	43番	竹本強生
44番	杉浦守彦	45番	柴田峯生
46番	杉浦洋	47番	千船司
48番	佐藤司	49番	澤藤一雄
50番	千賀武由	51番	目時睦男
52番	田高利美	53番	濱田栄子
54番	堺孝悦	55番	菊池清
56番	澤田博文	58番	工藤清四郎
59番	毛馬内光雄	60番	慶長徳造
61番	池田正利	62番	杉本清記
63番	久保田昌司	65番	服部清三郎

欠席議員（7人）

7番	村中徹也	17番	木村亀治
24番	工藤直義	38番	松野裕而
42番	立石政男	57番	柏谷均
64番	川端一義		

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理業者	杉山	重一	代表委員	菊池	十 四 夫
総務部長	齋藤	純	総務部 税務調整	佐藤	忠 美
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉 部長	名久井	耕一	経済部長	森	正 剛
建設部長	藤井	幸 男	教育部長	宮下	孝 信
教育委員 事務局長	新谷	加 水	公営企業 局長	新谷	博 仁
監査委員 局長	小川	照 久	総務部・ 総務課	佐藤	節 雄
企画調整 部長	近原	芳 栄	選挙管理 委員会	大 芦	清 重
農委事務 局長	西山	肇	企画課	奥 島	慎 一
企画課 部長	下山	益 雄	建設部 水道課	鈴木	克 郎
川庁舎 内長	佐藤	吉 男	川内庁 振興課	宮 川	淳 一
大庁舎 畑長	中嶋	康 夫	大地課	荒 木	修 治
脇野舎 所長	千船	藤 四 郎	脇野 地域課	佐々木	英 徳
総務行政 係長	中野	敬 三	総務政 務課	澁 田	剛

事務局職員出席者

事務局 長	藤田	修	次 長	小 島	昭 夫
主 幹	柳 田	諭	庶務係 長	古 川	俊 子
庶務係 主任	濱 村	勝 義	調 査 係	青 山	諭

議 事 係 事 葛 西 信 弘

開議の宣告

午後 1時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は58人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

8月23日の本会議の行政報告の中で質疑のありました、アスベスト含有と想定される公共施設の資料については、既に各議員に配布しておりますので、ご了承願います。

次に、8月26日、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、けさほど市長から、今定例会に提出されております議案、審査意見書及び決算書の誤謬訂正がありましたので、お手元に配布してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1～日程第44 議案質疑、委員会付託、一部採決

議案第179号

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議案第179号 むつ市過疎地域自立促進計画についてを議題いたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、49番澤藤一雄議員。

（49番 澤藤一雄議員登壇）

○49番（澤藤一雄） 27ページの大畑漁港多目的利用施設購入費、これはフェリー関連の施設と思いますが、今年度予算にも7,666万7,000円の予算計上があります。この返済は、何年度に完了するのか。また、この施設の利用について、将来的な見通しをお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

まず、フェリー埠頭の施設の支払いでございますけれども、平成21年度までということになっておりまして、平成17年から平成21年までに3億3,953万6,000円ということで、毎年約7,000万円前後の返済になるということでございます。

今後の利用見込みについては、今のところまだ検討してございません。よろしくお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） 利用の見通しが無いということですが、これは返済については当然支払いしなければならないわけですが、利用の見通しが無い、そしてこれの年間の維持補修費といいますが、そして今例えば使うとすれば使える状態なのかどうかということについてお伺いします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

施設の維持管理費については、予算計上はしておりません。また、かなり傷んでいる部分も散見されますし、そのまま使うということはちょっと無理ではないかなと思います。これからの大きな課題の一つになるのではないかと思いますけれども、事務的にはその段階までの計画は今のところ

まだないということでございます。これから検討すべきことではないかなと考えております。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） 補修費等については、予算計上がないということで、私先般現場を見てまいりました。随分傷んでおりまして、そのまま使うのは大変だろうなというふうに見てきました。そのうえ将来的な見通しがなく、要は放置されるというような状況になるだろうと、こう思いますので、その辺のある意味では廃棄を含めた方針、方向を早急に検討して、余りむだな支出が今後重ならないような対応をお願いいたしまして、質疑を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、50番千賀武由議員。

（50番 千賀武由議員登壇）

○50番（千賀武由） 4点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、別冊の25ページの（4）観光でございますが、この文章の中で「恵まれた観光資源を活用し、経済効果の大きい滞在型観光客を伸ばすことを課題」とございますが、現在の観光は費用等の関係の問題で1泊とか日帰りが通例かと思うところでございます。そこで、新市、むつ市の各観光地にはキャンプ場も点在してございます。それらを利用してもらいまして、いろいろな施設、テニスコートとかプールとかミニ野球場とか、夢のようでございますけれども、子供の遊具を置いた遊び場とか、そういう施設を整備いたしまして、滞在型の観光に結びつけるというお考えはないかということをお伺いしたいと思います。

次に、26ページのその対策の中の（2）の農林業でございます。この中で遊休農地の活用とございますが、現在後継者がいない、そして高齢化などの理由により耕作を放棄した土地が随所に見ら

れるようになりました。そのまま放置するならば、自然と環境が壊れてしまいます。そこで、市ではこの休耕地の利活用を今後どのようにしたいのか、そのお考えを聞きたいと思ひます。

次に、35ページの（5）公営住宅でございますが、公営住宅の整備も過疎地域の定住促進を図るうえでも生活基盤として欠かせないことから、各地域とも重点的な事業として整備を進めてきているわけでございますが、非常に老朽化が進んでいることは確かでございます。これは、大畑地区の公営住宅にも当てはまるところでございます。新市になってから全議員でのむつ管内視察の際、川内地区の立派な公営住宅を拝見させていただきました。そこで、大畑地区の公営住宅についても老朽化が非常に進んでいると思うわけでございます。大畑地区の公営住宅の建設計画があるのか、その点についても伺いたいと思ひます。

最後になりますが、42ページの第8地域文化の振興等の大畑地区についてでございますが、大畑地域は10カ所を超える遺跡が存在いたしまして、貴重な資料が出土しております。また、大畑公民館には文化財や民俗資料がございまして、笹沢文庫なるものがございます。平成12年には大畑まつりの山車等の行列が伝統行事として県の無形文化財に指定されたところでもございます。しかし、これらを展示する専門的施設や設備の整備が現在ないところでございます。そこで、この計画としては大畑地区にいろいろ施設や設備の整備を計画しているのかをお伺いしたいと思います。

以上、4点についてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 現在大畑公民館をどのようにするかということに対して本格的な検討を進めなければならないと思っております。民俗文化等の

展示につきましては、その内容の中に含めて考える必要があるのではないかと考えます。

また、県の無形民俗文化財に指定されておりますが、お祭りのために使われる大仕掛けなものについては、これは飛騨の高山のようなわけにはなかなかまいらないだろうと思うのであります。田名部神社で行われます、これは何にも指定されていないのであります。山車についても展示をしたいということで提案したことがございます。その際には、各組の組頭の皆さんから余り積極的な反応は見られなかったという経験があります。そのようなことを考えますと、何か展示する施設をつくるとしても、祭りを運営する方々との深い話し合いがまず必要ではないかと考えられますので、そのような方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、概略わかる範囲で説明いたしますが、キャンプ等を含めた滞在型の観光ということでございますが、滞在型にするためには、来ていただくためのベースとなるものがどうしても必要でございます。今までの過疎地域のこの旧3町村の枠組み中で、各個々の地域でそれぞれいろいろな事業を行ってまいりました。それを大きな枠組みの、旧むつ市と合併した中のむつ市で、それを点を線に結んだ形で、それに道路の整備も含めますけれども、そういった形で核となるものをそれぞれにつくっていかねばならないと。そういったことでは、今これがスタートでないかというような感じがしますが、これはこれからの各庁舎の地域振興課ほか関係部署が一緒になって、また地域も一緒になって考えていただきたいというようなことでご理解いただきたいと思っております。

遊休農地の活用につきましては、各地域それぞれいろいろな特徴もあると思っております。各農協を含

めいろいろな関係機関もございまして、そこで何が必要か、こういったことをやっていくことが可能かというような段階から、これも担当部署との相談が必要ではないかなと。過疎地域そのものは、そんなに大きな事業は入っておりません。それぞれの地域で必要なもの、可能性のあるものをせておりますけれども、メニューとしては非常に大きなものがございまして。大畑に限って見ましても、44事業がメニューに上がっておりますし、それらの中で直接かかわりを持つものもかなりあると思います。これは、滞在型の観光の問題と同じように、関係機関、本当に地元のことを考えながら検討していただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） 大畑地区の老朽化した公営住宅の建設計画があるかというようなことでございます。実は、来年度に住宅マスタープランを策定する予定になっております。この結果を勘案いたしまして検討したいというふうに考えております。といたしますのは、住宅マスタープランを策定して初めて補助事業に乗れるということもございまして、ご理解願いたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 50番。

○50番（千賀武由） 大変ありがとうございました。

まず、滞在型観光ですけれども、今お聞きしまして、それ以上にも財政が大変なときでございます。いろいろ許可の関係もクリアしなければならぬ困難なことは私も理解してございますので、ぜひ将来のことを考えて検討して下さるようお願いしたいと思います。

また、遊休農地の件ですけれども、けさの東奥日報に横浜町で「幸せの黄色い花づくり大作戦」と銘打って、休耕田を利用して観光づくりの一環としてございます。このようにこれからは私を初めといたしまして、皆さんとともに一緒に知恵を出し合って、農家の経験を試みる自由農園とか、

遊び場の建設などかいろいろなことを利用して、豊かな自然環境を守るように対策を今後講じていくよう、この計画の中に取り入れてほしいと思います。

また、公営住宅につきましても、説明でわかりました。それでも老朽化が進んでございます。どうぞ借りる方も快適な生活ができるよう、この計画にぜひ取り入れてくださるよう、お願いをしたいと思います。

また、文化財の方でも市長のお話、大変わかりました。でも、ぜひこの計画の中をお願いするとともに、私の意見でございますが、統廃合等により廃校となる学校も将来考えざるを得なくなると思います。そうすれば、それら学校等の利用もできるわけでございますので、それらを考慮して計画してくださるようお願いいたしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第179号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第179号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第180号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 議案第180号 むつ市個人情報保護条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 議案第180号 むつ市個人情報保護条例についてお尋ねいたします。

本議案は、「市が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人情報の保護を十分なものとするとともに、公正で信頼

ある市政の推進」というふうになってありますが、まずどういう情報を集めるかはちょっと私は知りませんが、いわゆるセンシティブ情報という表現があるのですが、この取り扱いはどうなっているのか。今全国の地方自治体の6割がこのセンシティブ情報については取り扱いを厳重にするようにという形で条例を設けていると聞いております。これについてどうなっているか。

次に、目的以外使用というのができることになっておりまして、理由としては相当の理由があるときとか、公益上必要とするとき、目的以外使用ができるというふうになっております。これは、具体的にどういう場合なのか。大変あやふやな規定でありまして、だれかが相当の理由があると判断すれば、もう目的以外使用ができるという形になっているように思えますので、どういう場合なのかということですか。

次に、個人情報収集するとき、他機関から収集できると、一応基本的には本人から収集するというふうになっていますが、他機関からも収集できるとなっている。この他機関というのは大体どういうものなのか、警察などからも収集する場合があるのかということですか。

次に開示請求をして、基本的に拒否しないというふうになっているけれども、また拒否できるというふうにもなっています。「実施機関が法令上従う義務を有する国等の指示により」とあるこの「国等」という「等」がよくわからない。こういう国等の指示があれば開示請求をした方には拒否ができるというふうになっていますので、国等の等は何か。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムというのがありまして、これとの関係はどのようになっているのか。もう現にむつ市はこういう住基ネットワークにつながっているのかどうかというのをちょっと確認させてもらいたいと思います。

次に、職員が職務の遂行にかかわるとき開示できるのでありますが、罰則するときの判断があいまいのように思います。一応職員は厳重な取り扱いをするということになっておりまして、もし漏らせば罰則、ところがこれは職務に使ったのだよというふうな理由をつければ、すべて罰則を免れることができるという感じにもなっておりますので、ここら辺が大変あいまいではないかというのをお答え願いたい。

あと2点ですが、外部提供を原則禁じている住民基本台帳法というのがありまして、このかわりとしてはどうなるのかということで、私としては住基法の方が外部提供を原則禁じているのです。ところが、今回の個人情報保護条例だと目的以外使用は相当の理由があると認められるとか、いろいろハードルが低くなっておりまして、そういう意味では住民基本台帳法の方をもっと改正した方がいいものになるのではないかなというふうに思うのですが、いかがかと。

あと最後ですが、私たちも選挙になればいろいろ有権者名簿なんか閲覧させていただくのですが、そういう有権者名簿の閲覧というのは従来どおりできるものなのかどうなのか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

8項目にわたるお尋ねでございます。細部にわたるようでございますので、ちょっと答弁漏れがあるかもわかりませんが、ご了承をお願いいたします。

まず、1点目のセンシティブ情報の件でございます。この概念は、必ずしも明確でございません。その取り扱いによっては、個人の人格等を侵害する個人情報であると理解いたしております。しかしながら、ある情報につきましては、センシティブ情報であるか否かは、その情報の種類や内容、

あるいは利用目的、利用方法によって大きく左右されます。したがって、今回の保護条例では利用目的の達成に必要な範囲を厳格に定めてございます。この条例を厳格にとらえてございます。その中で運用してまいりますので、このようなことはないかと思ひます。例えば思想、信条、宗教、あるいは人種、民族、こういう情報は基本的には取り扱いいたしません。

次に、2点目の目的以外使用の関係は、恐らく第8条の利用及び提供の制限に関するお尋ねかと思ひます。この条文は、保有個人情報は取り扱い目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないと厳格に規定してございます。その第2項の中では、保有個人情報を利用し、または提供できる範囲を規定しております。提供する場合においても、相当の理由があるとき、あるいは公益上必要があるときでなければ提供することができないと極めて厳格な規定となっております。また、法令の作成上、すべての事例を条項の中に網羅することは困難でありますので、法令上の手法とご理解いただければよろしいかと思ひます。

次に、3点目の警察等からの収集もあるのかと。これも第7条第2項第6号に規定しておりますように、警察等からも徴収は可能でございます。しかし、これも厳格な取り扱いが必要になります。したがって、人の生命、身体、財産の保護のため緊急を要する場合に限定されてくるものと思ひます。現在のところこういう情報は皆無に等しいのではないかと思っております。

次に、4点目の国等の等とは何かというお尋ねでございます。これは、第7条第2項第6号に規定しておりまして、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を指してございます。

次に、5点目の住民基本台帳ネットワークシス

テムとの関係でございます。このシステムや条例につきましても、いずれも個人情報の保護と個人情報の利便性を高め、個人の権利や利益の保護を図ることが最も重要な課題であると考えております。

次に、6点目の職員が職務の遂行にかかわるとき開示ができるが、罰則するときの判断があいまいではないかというお尋ねでございます。職員が職務を遂行するに当たっては、第6条に規定しておりますが、個人情報を取り扱う場合は取り扱い事務の登録が必要となります。その中で個人情報を収集する目的、内容、担当する課、それから職名等、個人の情報収集に当たっては、その取り扱いを厳格にしていきたいと思います。したがって、この事務に従事する職員が明確化されますので、万が一罰則を科すことになってもあいまいなものとは考えておりません。

次に、7点目の外部提供と原則禁止している住民基本台帳とのかかわりについてのお尋ねでございます。第8条におきまして、法令等に基づく場合を除き、と規則で規定しております。この条例は、個人情報の取り扱い目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならないとしております。したがって、住民基本台帳法と趣旨は同じでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、8点目の選挙時の有権者名簿の閲覧は従来どおりできるのかというお尋ねでございます。これにつきましては、公職選挙法第29条第2項の規定によりまして、その中で「市町村の選挙管理委員会は当該選挙人名簿の抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない」という条文があります。したがって、当然に閲覧できるものと理解いたしております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑

を終わります。

次に、20番中村正志議員。

（20番 中村正志議員登壇）

○20番（中村正志） 議案第180号 むつ市個人情報保護条例につきまして、何点が質疑をさせていただきます。

これに関しましては、前回の定例会におきまして一般質問させていただいた際に、詳しいことについては条例制定するということでありましたので、若干ちょっと質疑の方が細かくなるかと思いますが、その点をご容赦願いたいと思います。

まず、第7条の関係から。ここでは、収集の制限を定めてありますが、収集するときはあらかじめ目的を明確にすると。市民から情報を収集する際、目的を明確にするために市民に対してどういうふうな提示の仕方をするのか、申請書類、あるいは関係書類等に具体的に一文を加えるとか、そのような方策がありましたら教えていただきたいと思います。

続きまして、第10条の関係、適正な維持管理でございます。これにつきましては、前回もお聞きしたのですが、保存する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、または消去しなければならない。その廃棄、消去の方法につきまして、前は税情報について、焼却の場面まで立ち会うというふうなことを示されておりました。それ以外の情報につきましては、どういうふうにされていくのか、その廃棄、消去方法についてお聞きしたいと思います。

続きまして、第11条の関係、委託等に伴う措置と。今定例会でも3施設ほど指定管理者制度の議案が上がっておりますが、この条文の中では指定管理者が行うべき必要な措置についてを定めておりますが、その場合、市としてはどのような指導あるいは個人情報の管理について指定管理者に求めていくのか、そのあたりのことをお聞きしたい

と思います。

続きまして、第53条の関係、運用状況の公表です。この公表につきましては、どのような基準で運用状況を判断し、一般市民の方々に公表していくのか、そのあたりの方法についてお聞きしたいと思います。

続きまして、ちょっと教育委員会の方にお尋ねしたいと思うのですが、条例とは少し外れるかとは思いますが、報道等によりますと、今教育現場の方で行き過ぎた個人情報の保護の動きがあるような報道がされております。例えば連絡網をつくれぬとか、具体的に言えばそういうことなのですが、それに対しまして、教育委員会、私ちょっとまだむつ市の現場の方は詳しく調査、把握しておりませんが、この行き過ぎた個人情報保護の動きに対しまして、教育委員会の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 中村議員から4項目にわたるお尋ねかと承知いたしました。

まず、収集の制限、第7条でございます。これは、市民から収集する場合につきましては、要旨文に説明文を加えます。また、職員からも当然詳細な説明が重要なこととなりますので、その徹底を図ってまいります。

2点目の適正な維持管理、第10条でございます。個人情報取り扱い事務につきましては、登録することになりますので、その目的が達成された場合は、ただちに磁器テープのデータを消去あるいはシュレッダー等により裁断処理いたします。したがって、その情報が恒久的に保管あるいは保存されることはありません。

それから、焼却処分につきましては、前の定例会でも申し上げましたとおり、職員立ち会いのもとに処分いたします。

それから、3点目の委託等に伴う措置、第11条

関係でございます。指定管理者とは協定を締結して、その中で規制してまいります。指定管理者に係る条例の中でも管理の業務及び経理の状況を必要に応じて報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることができます。また、条文においても秘密保持義務の規定もあります。また、保護条例の中でも罰則規定の中で、指定管理者に対する条項も設けてございます。

4点目の運用状況の公表、第53条関係でございます。第6条第1項各号にそれぞれ規定しておりますが、そのすべての個人情報取り扱い事務については市政だよりやホームページ等を利用して公表いたします。さらに、開示請求あるいは訂正請求、利用停止請求等の件数、その結果についても公表いたします。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいま中村議員から個人情報保護条例の行き過ぎた保護というのは、学校などにおきます連絡網は大変つくりにくいのではないかというふうなお話でございますが、私もそのとおりだとは思っておりますが、私の経験から申しまして、やっぱり教育活動をきちっと円滑に行うという裏づけには、やはり子供たちへの防災、あるいはまた防犯連絡網体制というのがきちっと整備していることが大事なことだと思っておりますので、昔はPTA会員名簿などと称しまして、どの保護者にも1冊ずつPTA会員名簿が渡るような印刷をしたわけでございますが、何年か前あたりから、それが関係のない方に渡っていきまして、電話等による悪質と申しましょか、目的以外の使用をされている場合がよくあって、その発行部数を制限したということもありました。徐々にそういう点では個人の秘密、情報を守るという点に変わってきているかと思っておりますが、最近には特にそういう傾向が強いわけでございますの

で、私どもといたしましても、単なる連絡網をつくる場合におきましても、役員の方とか、あるいはまた保護者の了解を得ながら記載しているという状況でございます。本人の了解を得るということを大前提にしておりますし、また関係のない方にはそれが渡らないように発行部数を制限するなり、あるいはまた配布先を明確にするというようなことで留意しているところでございます。

昨今は、こういう時代でございますので、私ども学校におきましても、中には携帯電話などによる連絡体制もつくっております、今始まったばかりでございますけれども、いろいろ経験しまして、校長会などで成果を発表しているところでございます。今後とも個人情報を守るという観点と同時に防災防犯連絡網体制をきちっとすると、両面を図りながら進めてまいりたいと。校長会あるいはまた学校訪問を通しながら、そういう点で留意していただくようお願いしたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） 何点か、また引き続き質疑させていただきますけれども、第10条の関係の廃棄、消去であります、今お話を聞いて、大分きちんとされているなというふうに感じました。ただ、今私がちょっと懸念しているのが1点だけございまして、現在古いタイプのコピー機ですとかパソコンなんかは、どうしても消去しても、その記録が残ってしまうタイプのがまだあるわけです。そのようなものを恐らく業者の方に廃棄してもらうことになるかと思うのですが、その場合につきましても、その廃棄の仕方、漏れないような方策もぜひとも立てていただきたいなと思います。

この個人情報保護に関連いたしまして、むつ市の条例の中でむつ市情報公開条例というのがございますけれども、平成10年に制定されております

が、今回のこの個人情報保護条例をつくるに当たりまして、この公開条例との関連で留意した点がございましたらお聞きしたいと思います。

また、この条例は12月1日から施行されるわけなのですが、ごらんのとおり60条にも上る大変膨大なものとなっております。また、中身の方は条例独特の書き方で、一読してもわからないような部分がある、市民の皆さんにはそういうところがあるかと思っておりますので、わかりやすく具体的な方法を取りまして、ぜひとも周知するようにしていただきたいと思っております。その周知については恐らくホームページなり市政だよりなりを使うと思いますが、その辺の周知方法につきましてもお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 3点ほどのお尋ねでしたので、お答えいたします。

コピー機につきましては、議員おっしゃったように、現在のコピーはそういう対応でございます。来年度コピーの買い替え時期になりますので、その辺のところも検討させていただきたいと思っております。

次に、情報公開条例との関連についてでございます。情報公開条例につきましては、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、開かれた市政の実現を目的としております。一方、個人情報保護条例は、個人の権利を明らかにし、公正で信頼ある市政の推進を図るとともに、個人の権利、利益を保護することを目的としております。したがって、情報公開条例は行政運営について透明性を持たせるとともに、開示請求には個人に関する情報は基本的には開示しないものであります。個人情報保護条例は、開示請求権はあくまで自己、本人でございます。本人が開示請求しませんが開示いたしません。その辺のところは根本的に違っ

てまいります。

市民の周知方につきましては、この条例が可決され、公布される段階で12月から2カ月ちょっとほどの猶予期間を持っていますので、市政だよりあるいはホームページ等で積極的な広報に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) これの中村正志議員の質疑を終わります。

以上で議案第180号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第180号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第181号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第3 議案第181号 むつ市脇野沢地域交流センター条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第181号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第182号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第4 議案第182号 むつ市ウェルネスパーク条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番横垣成年議員。

(3番 横垣成年議員登壇)

○3番(横垣成年) 議案第182号 むつ市ウェルネスパーク条例についてお尋ねいたします。

この条例は、指定管理者制度を導入するというものでありますが、指定管理とそうでない場合の

経費というのはどのように違うのかというのをお聞きいたします。

それと、指定管理の場合、収入ではほとんど賄えないと思いますので、結局その差額といたしますか、赤字が出た分は補助金という形で市が補てんするというふうに理解してよろしいのか。

以上、お願いします。

○議長(宮下順一郎) 教育部長。

○教育部長(宮下孝信) 横垣議員のウェルネスパーク条例にかかわるお尋ねにお答えいたします。

まず、指定管理者にした場合、ウェルネスパークの経費の差でございます。現在経費的に分析比較をしておりますが、人件費でおおよそ3,000万円を超える部分が指定管理者にした場合の優位性として明確になるのではないかと試算をしております。それから、経費の面でございます。例えば上限を設けた場合、その指定管理者がペイしなかった場合のケースも想定される、またもうけた場合のケースも想定される中では、一定の上限を設けた中で割合を決めながら、それをコストダウンした場合等においては、市の方の助成といえますか、経営を損失しないような補てん方法、また収益があった場合、ある一定の割合で戻していただくといったような方法も検討の視野に入っているということで、恐らくそういうことの中身を整理しながら契約ということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 3番。

○3番(横垣成年) 人件費のことだけお答えしてもらったのですが、できれば総額がどのくらいでという形で教えてもらえればなということです。

それと、ほとんど指定管理者、これ収入だけでこういう建物は維持、ペイできないと私は予測するのでありますが、そういう意味で市から赤字の分を補てんするという形になると、その部分とい

うのは市独自の一般財源から出すということになるのかどうか、そこら辺もお願いいたします。電源三法交付金というのがありますが、そういうのも使えるのかどうか、答弁をよろしく願います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 私どもが現在参考としております五所川原市のつがる克雪ドームにつきましては、当初8,000万円ほどの運営費がかかってございます。その後経費は縮小されているようでございますが、規模的に五所川原市のつがる克雪ドームより1.3倍規模、それから隣接しますセンターハウスの方にはプール等もございまして、この8,000万円を超える1億円以上の経費がかかるものと見てございます。まず、これが1点目でございます。

それから、収入と支出の差、いわゆる運営分の指定管理者の負担が生じる部分、これにつきましては当然赤字が出ないような積算のもとに管理をお願いするということになります。基本的には、赤字が出ないだろうという想定のもとでの積算という方法になります。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 財源についての部分についてお答えいたしますが、今教育部長からお答えがありましたように、基本的には赤字にならないように、その前に市が負担すべきものを含んでの契約ということになりますので、もしこうなったらということは初めから想定しておりません。電源立地地域対策交付金を初めとして今いろいろな財源は確かにありますけれども、そうなった場合には確かにいろいろ考えなければなりません、当初の段階では赤字にならないような案で契約ということになると思います。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑

を終わります。

次に、20番中村正志議員。

（20番 中村正志議員登壇）

○20番（中村正志） 議案第182号 むつ市ウェルネスパーク条例につきまして質疑をさせていただきます。

本案は、スポーツの振興と市民の健康の増進を図るという目的のもとでの条例制定でございますが、私大分前の定例会におきまして、このウェルネスパークにつきまして、ここを中心にいろんな体育施設と連携をとりながらむつ市のスポーツ発展を図っていけばいいのではないかとということをお述べてもらったことを覚えております。そういう観点でいきますと、今定例会では体育施設関係では議案第188号、議案第189号、それぞれ別々にこのように指定管理者ということが出てあるのですが、スポーツ振興という観点で、連携をとった一つのところに指定管理者を任せて、それで全体的にやっていくというふうな考えはとれなかったものでしょうか。どうしても地理的なもので遠かったりして、一緒での管理というのは非常に難しいかとは思いますが、そのような考えを持って指定管理してスポーツ振興を図る方がずっと効果的ではないのかなというふうに考えますので、まず最初にそのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 中村議員の指定管理者に当たりまして、現在私どもの方で3本の条例をご提案申し上げているわけですが、一元化できなかったのかというお尋ねでございます。もとより一元化の効果は十分承知してございます。このための経費の節減効果もまた十分把握したつもりでございますが、3本に分けました背景といたしましては、それぞれ内容が違う、地理的に大分距離感がある、それから地元意識を大事にしたい、

地元の企業の育成を図りたいという趣旨のもとにこのように分散した形をとってございます。分散した場合も、また距離的成本を考えると、それなりの効果があるかと思っております。そういう背景のもとに分散したということでございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（中村正志） 今個々に出したという理由はお聞きいたしました。それはそれなりの理由があるということですが、そうなった場合、今後も体育施設関係の方は、このような形で指定管理者で議案に上がってくるかと思うのですが、その場合の体育施設同士の横のつながりについての考え方はどのように思っているのか、お聞きしたいと思いますし、私はウェルネスパーク自体が中心となって進めていければ、斉藤孝昭議員とかがよく話しています地域総合型のスポーツクラブだとか、そういうものに発展していくのにもやりやすいのではないかなという考えも持っていますので、とりあえず個々に出すというのであれば、体育施設同士の横のつながりについてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 体育施設は、合併後かなり点在した形で管理させていただいております。今ウェルネスパークと大畑地区の2施設の条例をご提案申し上げているわけですが、このほか川内地区、脇野沢地区にも施設として点在してございます。これらを一定して管理、一元化ということは非常に望ましい部分もあるわけですが、ご存じのとおり、距離的にかなりコストが高まる要素があるということを背景しております。ただこの場合、分散管理をお願いしたという場合に、横のつながりをいかにするかという点につきましては、やはり教育委員会が施設管理の基本的な部

分、サービス面の一体的な部分については統一した見解を持ちながら指定管理者に指導という形をとらせていただくということになるかと思っておりますので、各施設施設が基本的なサービス部分で大きくばらつきがあるということは非常にいけないことだと思っておりますので、その辺は十分注意して臨みたいと思っております。

なお、スポーツクラブの育成につきましては、こういう形で地域の特殊性を内蔵しながら進んだ方が、逆に効果面としてはあるかに聞いておりますので、その一体化についても十分斉藤孝昭議員とも打ち合わせをしながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で議案第182号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第182号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第183号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第5 議案第183号 むつ市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 議案第183号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

本条例は、地方税法の一部改正に伴って、個人市民税にかかわる65歳以上の方の非課税措置を段階的に廃止するという中身であります。この65歳以上の市民税非課税段階的廃止による市民への影響というのはどのくらいかということをお聞き

したいと思います。

そして、特定管理株式という表現がこの条例の中にあるのですが、これは一体どういうものなのか。市内にこういう対象者はいるのか、そしてまたどのような影響があるかというのをお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 2点ほどのお尋ねでございますので、お答えいたします。

まず、年齢65歳以上の方の非課税に係る段階的廃止による影響についてお答えいたします。この年齢65歳以上の方ですけれども、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人市民税の非課税措置を段階的に廃止するものでございます。この改正は、平成18年度以後の個人住民税から適用いたします。平成18年度につきましては、所得割、均等割、均等割につきましては3,000円を1,000円に、所得割はその3分の2を減額、それから平成19年度分につきましては所得割、均等割、均等割につきましては3,000円を2,000円に、所得割の3分の1を減額するものでございます。その対象者は、現在のところ均等割では320人ほど、それから所得割につきましては248人ほどございます。この人員を平成18年度に照らし合わせますと、約130万円、それから平成19年度ですと280万円ほどの増収となります。

次に、特定管理株式についてのお尋ねでございます。この株式につきましては、発行会社の清算等により、無価値になったときに一定の条件のもとで株式の譲渡損失とみなす措置が導入されました。株式取引につきましては、市内でも行っている方も年々ふえているようでございます。しかしながら、その実態はわかりません。したがって、この影響につきましては、そのときになってみないと把握できませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第183号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第183号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第184号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第6 議案第184号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第184号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第185号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第7 議案第185号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第185号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第186号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第8 議案第186号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第186号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第187号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第9 議案第187号 むつ市文化財保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第187号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第188号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第10 議案第188号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、49番澤藤一雄議員。

(49番 澤藤一雄議員登壇)

○49番(澤藤一雄) 議案第188号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

第4条の使用時間についてであります。これは第13条によってあらかじめ指定管理者との間で調整できるようであります。照明設備のあるスキー場は午後8時30分までとなっております。これまでの夜間利用の状況及び運営に要する人員等について説明を願います。

○議長(宮下順一郎) 教育部長。

○教育部長(宮下孝信) 大畑兎沢スキー場の利用

実績でございますが、夜間の利用実績については把握してございません。指定管理者の方で弾力的な時間の調整は可能とする条例案になってございますが、平成16年度の利用実績といたしましては3,150人がスキー場を利用してございます。延べリフト人員が1万6,200人ほどになっていようかと思っております。まことに申しわけありません、夜間の実績については把握してございません。後ほど資料としてお渡ししたいと思います。

以上です。

○議長(宮下順一郎) 49番。

○49番(澤藤一雄) 地元のスキー場ということで、釜臥山スキー場まで行くということが距離的な問題があって、大畑地区にこういうスキー場が整備されたのでありますが、非常に夜間の利用が少ないという状況をたびたび目にしておりました。そういう中で、ないよりはあった方がいいというのは、これはわかるのでありますが、逆にまた費用対効果と最近とみに言われるように、効率的な利用ということが求められるわけでありまして、今回指定管理者制度が導入されるというこの機会でもありますので、どのようにすれば夜間の利用頻度が上がるのかということについて、指定管理者に管理させる場合に、特にそのあたりを重々吟味した管理をさせていただきたいと、このように要望いたしまして質疑を終わります。

○議長(宮下順一郎) これにて澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、3番横垣成年議員。

(3番 横垣成年議員登壇)

○3番(横垣成年) 議案第188号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

これは、大畑の兎沢スキー場に指定管理者制度を導入するというものですが、前の議案と同じように、指定管理した場合とそうでない場合の経費

を教えてもらえればなと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 兎沢スキー場の指定管理者制度に対応した場合との経費の差でございますが、これもまた人件費である程度の効果があるかと思っております。また、運営面での効果といったしましては、多角的な管理者による運営が可能ということで、サービス面の拡大が図られるという非常に高いメリットがございますので、指定管理者制度の導入を図ったということになってございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 経費の具体的な数字を示してもらえなかったのですが、何か今現在も余り直営でないような形で経営管理しているというふうな話も聞きまして、そこら辺も含めてちょっとお答え願えればなと思うのですが、今現在何か直営でないという話も聞いて、結局指定管理に移しても大して経費は浮かないのかなというふうな感じのイメージもあるので、そこら辺もお答え願えればなと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 現在大畑兎沢スキー場に関しましては、旧大畑町教育振興公社の方に委託して管理をしてございます。経費の面でございますが、現在私どもの積算であれば600万円ほどの経費が全体の中で派生するという計算をしてございます。ただ、これもまた現段階の積算でございます。若干上下変動はあろうかと思っております。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 全体の経費を教えてもらえればなと思うのですが、その中で600万円というのは大きいのか小さいのかという判断ができますの

で、全体でどのくらい経費がかかっていて600万円くらい浮くのかをちょっと教えてもらえればなと思います。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 施設全体で、これは公園、陸上競技場、プール、スキー場を旧大畑町教育振興公社の方に管理委託をしてございますが、今回上程しております部分におきまして、あさひな丘運動公園の部分とスキー場の部分二つ合わせまして1億4,000万円ほどに総経費はなっております。そのうち経費として浮いてくるものは600万円がしであろうかと思っております。

以上です。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第188号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第188号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第189号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第11 議案第189号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 議案第189号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例、これも大畑地区の公園と球場、4施設に指定管理者制度を導入するというものですが、先ほどの答弁で、こういうものを含めて1億4,000万円の経費がかかっていて、それで指定管理にすると600万円減るという理解でいいかどうか、そこら辺だけお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 先ほども申し上げましたとおり、旧大畑町教育振興公社の方に従来委託してきました経費が1億4,000万円ほどでスポーツ施設の管理の運営、委託しております。この部分におきましては、指定管理者の導入を図って多角的な業務の拡大、サービスの充実を図るという目的を先ほど来申し上げておまして、経費的には我々の積算そのものの、先ほどの600万何がしの経費が浮くという部分につきましては、人件費等の問題があります。雇用の問題等からして、先ほど私間違った言い方をしているかもわかりませんが、人件費等で浮くベースのものは、現在私ども少ないだろうと思っております。ただ、管理運営の中で縮小できる部分とサービスの充実、拡大をもって振興公社へそれなりのメリットは十分あるだろうと。サービス面を充実することで、利用者が非常に楽しいスポーツ施設の利用を図れるだろうという見方をさせていただきます。もちろん料金設定におきましても、指定管理者の随意の形のもの将来的に多分に図られるわけですから、こういう面では利用者にとって非常に有益な制度であるかと思っております。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 旧大畑町振興公社の方に現在は管理運営を委託しているということで、もし指定管理者を募集して同じ旧大畑町振興公社がその管理運営に当たるといった可能性はあるものでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 現在応募していただける指定管理者対象者がどの程度あるかわかりませんが、旧大畑町振興公社もまた一つの応募者であろうかと思っております。当然権利としては有しているということでございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑

を終わります。

以上で議案第189号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第189号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第190号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第12 議案第190号 青森県交通災害共済組合規約の一部を変更する規約を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。45番柴田峯生議員。

（45番 柴田峯生議員登壇）

○45番（柴田峯生） 議案第190号 青森県交通災害共済組合規約の一部を変更する規約に関する質疑をしたいと思います。

この規約改正そのものについては、異論はないわけでありますが、掛金を長年にわたって納付してきた加入者が、たまたま商売上、配達のためバイクで通行中、特別天然記念物カモシカが飛び出して衝突されまして、本人がバイクともども投げ出されたという事故があったわけでありまして。本人は、鎖骨を骨折、肋骨が肺に刺さって手術などをして、約10日間ぐらいの入院、通院をしたということなのですが、さてこの事故に対して、この事故の共済金の請求に当たって、共済組合より支払う共済金が2万ちょっとだそうです。その金額より診断書などが高過ぎるということで、しかも本人はむつ総合病院に入院、治療したために交通費もかかっているわけです。細々とした交通災害共済でしょうけれども、多くの事故にこのような問題点が内蔵しているというのが現実のようであります。本人は、もう手続に金もかかるし、もらえるお金が少ないから請求を断念したというケースなわけでありまして。本人からの事情を聞きますと、来年から350円ですけれども、加入しま

せんと。また、この掛金の徴収について、長年ボランティアをしている方も、その近所の方で、そのような事情を知りまして、自分も来年は加入しないと、こういうお話をなさっているわけであり

ます。
そこで、次の3点についてお伺いしたいわけですが、まず簡便な方法で、例えば一定額以内のものであれば、むつ総合病院の受診証なりあるいは領収書があればできるとか、そういう形などの手続ができないのかどうか。その金額も5万円なのか、10万円なのかわかりませんが、そういった面

……
○議長（宮下順一郎） 柴田議員、発言中申しわけございませんけれども、ただいまの議案は組織につきましても、青森県交通災害共済組合規約の一部の変更というふうな議案でございますので、その部分に……

○45番（柴田峯生） はい、それはわかっていますが、議長、この組織の存続にかかわる問題なわけですからお尋ねしているのです。

○議長（宮下順一郎） はい。その部分をご留意して質疑をお願いいたします。

○45番（柴田峯生） これ加入者がなくなれば、この組織はなくなるのです。ですから、私は今お尋ねしているわけです。ただ加入者からお金を350円いただいて、払うときにはそういう制限があるというのであれば、この組合は要らないわけです。重要な問題です。

それと、現在加入率が一体どうなっているのか。たしか旧脇野沢村70%台ですけども、旧むつ市は5割を切っているのではないですか。単に組合ができてからという問題ではなくて、やっぱり内容を改善して、そして組合を拡大していくという考えがなければ、こういうものが行政のむだになりませんか。その辺で私はお聞きしているわけです。そういった意味でお答えをいただきたい

と思います。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） ただいまの柴田議員にお答えしたいと思います。

まず、私どもこれ一部事務組合として交通災害共済組合を運用しているわけでありまして、この見舞金を支給するに当たりましては、一部事務組合交通災害共済組合の方でその要件を定めております。それによりまして、議員おっしゃるとおり、見舞金の請求につきましては交通事故の証明書、それから医師の診断書、または整骨院であれば整骨院の証明書、それから会員証、それから印鑑とか、そういう手続が定まっております。その定めに基づいて請求しなければ出てこないということはおっしゃるとおりであります。そして、確かに掛金が低いわけでありまして、350円、それから団体で加わりますと300円とかという割安になるわけなのですけれども、それに基づいて支給されます災害弔慰金とか見舞金は、治療日数が10日未満でありますと2万円ということで、実際には掛金に比べますと非常に大きなお金が出るのですけれども、死亡した場合は100万円出ます。実際手続上はそういう手続が必要だということで、今私どもの方は通知を受けております。

それから、加入率ですけれども、平成16年度の実績なのですが、合併した全市では3万3,585人ということで、全市人口の51.4%の加入率になっております。それから、脇野沢につきましては2,256人ということの加入者になっております。確かに高いということになっております。現在ではそういう状況で、51%の方が加入されているという状況であります。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） 議長からお話があるだろうとは思っていたのですけれども、こういう形で質疑

をしないと、市民がお金をかけて、そして市が多額の事務費をかけて仕事をしている業務が、そうすればそれに対して一般市民はどういう立場で、どこで発言ができるのですか。ですから、私はあえて申し上げたわけです。

これは、市長にお願いしたいのですが、やはりこういう組合の場合は、給付改善なり、あるいは啓蒙、啓発によって会員をふやすという手続をしなければならぬのに、残念ながら今回のようなケースでだんだん減っていくと、減っていく形の中では、もうその組合の役割がなくなるのではないかと思うのです。そこのところを市長に、やはり私は十分考えていただきたいと、こう思うわけでありまして。その辺のところを市長からお伺いできないかなと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今共済と損保との競合がかなり激しくなっております。共済の方が掛金安くて補償が高いという傾向がだんだん出てきております。でありますから、この制度がスタートした時点では、非常に条件のいいもののように思われていたでしょうけれども、それがご指摘のように惰性に走っているのではないかとおられることがあります。私事務局どこにあるのか知らなくて、今聞きましたら、よくわからなかった。これは、多分市町村長から議員のような形で出てもらって運営を協議しているのだと思いますが、組織自体が重要性を欠き始めているのではないかという感想があります。10月20日以降も任期がありますれば、この問題にも取り組んでみたいと、そう考えます。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第190号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第190号は、会議規則第38条第2項の規

定により、委員会への付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第190号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第190号は原案のとおり可決されました。

議案第191号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第13 議案第191号 青森県市長会館管理組合を組織する地方公共団体数の増加についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第191号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第191号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第191号は原案のとおり可決されまし

た。

議案第192号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第14 議案第192号
人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を
求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第192号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ
って、議案第192号は委員会への付託を省略する
ことに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決すること
にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ
って、議案第192号は原案のとおり可決されまし
た。

議案第193号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第15 議案第193号
平成17年度むつ市一般会計補正予算を議題といた
します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
すので、発言を許可します。45番柴田峯生議員。

(45番 柴田峯生議員登壇)

○45番(柴田峯生) 平成17年度むつ市一般会計補
正予算についてご質疑いたします。

まず、ページで申しますと2ページ、6ページ、
8ページに主にございまして、歳入であります。

まず、地方特例交付金が2,033万6,000円減額にな
っております。これはどういう事情なのか、お伺
いしたいと思います。

それから、地方交付税が2億4,651万8,000円追
加されまして、総額で交付税額が106億6,251万
8,000円に予算計上されたわけでありまして。これ
を見ますと、当初予算が104億1,600万円ですから、
2億幾らふえたことになるわけですが、この金額
は交付税決定額の全額であるのかどうか。それと、
決算の方にかかわりある分は除きまして、当初予
算で普通交付税が87億2,500万円見込まれている
わけです。これに今の2億4,651万8,000円追加と、
こういうことになるのですが、この交付税の普通
算定の中身においてはどのような変化があるの
か。特に旧4町村の交付税の算定を保障するとい
う合併特例法の規定がどのように働いているのか
お伺いしたいと思います。

それから、合併推進体制の整備に関する補助金
が1億5,746万4,000円追加になっております。こ
れは、当初予算の際にもお伺いしたのですが、こ
れですべての補助金が交付になったのか。特にこ
の中で歳出の方では市長がいつもおっしゃるよう
に、財源振りかえでその中身が振りかえされてい
るということになってはいますが、実質振りかえに
よって減少された金額は、大体私が計算しますと
5,500万円程度なのですが、どのような内容にな
っていますか。

それから、電源立地地域対策交付金1億2,080万
円追加して合計で7億1,213万5,000円ですが、電
源の部分も小学校費、中学校費、保育所費へ財源
振りかえをいたしたという内容になっているわけ
です。これらの振りかえによっていわゆる雑入の
財源不足額を6億1,016万2,000円ですか、減額し
て非常にいい傾向が出たわけでありまして。そこで、
今年度の標準財政規模額はどのくらいになって、
これによって準用財政再建団体への転落は避けら

れるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思いません。

それから、歳出の3ページ、7ページ、12ページ、林業総務費というのがありますが、これは2ページ、6ページ、9ページの立木売払収入と一緒になのですが、この立木売払収入の部分林というのはどこの場所なのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

お尋ねが大部分岐にわたりますので、漏れるところがあるかもしれませんけれども、ご了承いただきたいと思えます。

まず、地方特例交付金でございますが、これは交付見込額ということでございまして、私たちちょっと内容的には承知しておりません。若干の減額といったことになっております。

それから、地方交付税106億円でございますが、この算定は非常に多岐にわたる基礎表の積み重ねから、各項目ごとに基準財政収入額、これを全部計算しまして、それを積み重ねということでございます。ただ、若干2億幾らふえている分につきましては、これは合併に関する部分が1億3,000万円ほどありますので、これがふえているということがあると思えます。

それから、あとほかには細々としたもの全部加算されましての106億円と。2億四千幾らの額になっているというようなことでございます。

特別交付税については、まだこれから先でございますので、わかりませんけれども、議員仰せのとおりというような状況でございます。

それから、財政の振りかえの部分でございますが、合併に絡む部分でございますが、当初は7,784万円ほど、6月補正で8,990万8,000円、今回の補正の財源更正分で1億2,023万6,000円ほど、歳出の方を見ますとおわかりだと思いますけ

れども、足せば大体この額になります。この分が振りかえと、財源更正で合併の補助金を充てているということでございます。これ全部合わせますと1億5,746万4,000円ということになります。

それから、地域振興基金の方でございますが、これはむつ市合計で5億8,293万5,000円、当初の電源立地地域対策交付金で見えておりましたけれども、これは1億2,080万円の補正でございます。電源立地特別交付金の移出県枠、それからいろいろ枠はありますけれども、学校給食の環境整備提供、それから保育提供整備サービス、その他の振りかえというようなことでむつ市の合計で1億2,080万円ぐらいになるかと思えます。

あとは、地方交付税に基づく合併の効果でございますが、約1億3,000万円ほど。これからの見込みでございますけれども、標準財政規模が約159億円ぐらいでしたか、大体それぐらいでございますので、それに収支不足額が約29億円ぐらいになるのではないかなと。振りかえ分の効果というものは、約6億円ぐらいになります。

以上、簡単でございますけれども、概略説明とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 私からは、歳入の立木売払収入と歳出の林業費、部分林分収割合代金についてお答えをいたしたいと思います。

これは、青森営林局と部分林設定契約を締結しております川内の高野山国有林ほか4カ所の分収造林で、適正伐期に達したものの売り払い代金のうち市の分収割合の8割分を買い受け業者から納入された金額5,510万円が歳入となっております。このうち市の方は3カ所、小沢部分林組合、角違部分林組合、それからもう一つ、宇曽利川部分林組合との間で分収林造林契約を締結しております、設定契約に基づき売り払い代金のうち分収割合に応じて、この3組合に償還金として支払うも

のでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） 今回の交付税の補正で、総額が特別交付税を織り込んで106億6,251万8,000円というのが現在の予算という形になるわけですが、財政シミュレーションで見ますと116億円ですから、現状で見ても10億円は財政シミュレーションから見ると足りない。現在の予算額を見ますと、当初予算を含んで過去6回の補正予算を組んでいるわけですが、現在314億8,650万7,000円の現計、可決されますと現計見込みということになるわけです。そうしますと、財政シミュレーションの280億円台というものは、もう既にかなりオーバーしているけれども、翻って交付税はかなり下がっている現状にあるわけです。

今回歳入の振りかえをしまして、結果的には現在の歳入不足額の累計は29億2,020万5,000円というふうになりますから、30億円を切っているわけです。ですから、標準財政規模が幾らで、このまま何とかこの線で推移できるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

標準財政規模からいきますと、約31億円前後が準用財政再建団体の基準になりますけれども、それからいきますと、今の見通しであればぎりぎり推移しますということでございます。それからいきますと、これからまだ厳しい状況はございますが、予算の総額がふえているのは、事業そのものが歳入も伴った形で、その同額が歳出に回ると、そういったわけで総額が膨らんでいるというようなこともございます。やはり厳しい状況ということで何とかご理解いただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） 厳しいことには変わらないわ

けで、先ほどの交通傷害と同じように、やっぱり行政の見直しをどんどん進めて、準用財政再建団体にならないような努力をしていただきたいと思いますを希望して終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第193号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第193号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第193号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第193号は原案のとおり可決されました。

議案第194号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第16 議案第194号平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、60番慶長徳造議員。

（60番 慶長徳造議員登壇）

○60番（慶長徳造） 国民健康保険特別会計補正予算についてお尋ねいたします。

補正予算に関する説明書の方の6ページでございます。第8款繰入金の中で今回基金繰入金を

7,686万2,000円減額しております。この補正後の基金の残高は幾らなのか、これをお尋ねいたします。

それから、もう一つ、7ページでございます。第4款の介護納付金、今回1億5,372万4,000円と非常に大きな額でございます、29.4%の減額でございます。予算を組んでから半年ぐらいでこのような大きな割合が減額になった、その理由についてお尋ねいたします。

以上、2点でございます。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） ただいまのお尋ねにお答え申し上げます。

まず最初に、財政調整基金の残高は幾らかと、ただいまの補正を入れるとどのぐらいになるかということであります。平成17年度の基金の取り崩しが当初予算で4億1,700万円ちょっとございまして、現在2億8,397万8,000円でございます。それで、7,686万2,000円の基金の取り崩し中止をいたしますと、残高は予定ですと3億6,084万円ということになります。

それから、介護納付金の減額についてでございますが、議員もご承知のとおり、この介護納付金につきましては、第2号被保険者、40歳以上60歳未満の方の介護納付金を社会保険診療報酬支払基金の方に拠出するわけなのですけれども、この額が決まりますのが4月の頭であります。4月の頭に決まらせて今回確定いたしました。それに伴いまして、この1億5,372万4,000円減額ということになります。これは、介護納付金の第2号被保険者の対象が平成15年の実績と、それから平成16年、平成17年の見込みで決定されます。合併ということもございまして、本来でありますと4市町村の第2号被保険者の数が1万573人ほどになるという積算をしておりましたけれども、支払基金の方から請求が参りましたのが旧むつ市分の

7,179人に基づいて請求が来ております。こういふことで確定しております、この分につきましては2カ年後の平成19年度にまた精算ということになります。そういうことから、国庫の方の入ってくるお金も減額いたしまして、それから基金の方から繰り入れするのも減額いたしまして、確定に伴いまして会計操作をいたしております。それによりまして、基金の保有を少しでも持ちたいということで、この6月に補正ということになります。

手法といたしますと、決算に伴って減額ということもあるわけなのですけれども、どうしても合併に伴いまして、保険給付費が1カ月大体3億円超します。多いときで3億6,000万円ほど、それから国保の支出全体を見ますと4億4,000万円ということになります。そういたしますと、保険給付費の1カ月の基金はどうしても持ちたいということで、今回介護納付金が決めたので、それぞれ減額して基金の方に取り崩しを中止して持つというような会計操作をいたしたいということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（慶長徳造） まず、介護納付金の方でございますが、合併の関係でいろいろな事務的になかなか把握は難しかったと、そういう感じがして、来年度からはこんなに大きく変わることがないような気がいたします。

ところで、基金の方でございます。3億6,000万円と。この基金が多いか少ないかは、ちょっとまだ初めてのことでございますので、判断できませんが、1カ月の保険給付費が3億4,000万円ぐらいになりますから、大体1カ月ぐらいかなと。この1カ月の基金の額というのは決して多くないような感じがするわけでございます。各自治体は非常に国保会計が苦しい、厳しいというふうなのが

一般的でございますが、むつ市ではどうなのかと。将来これから、いわゆる保険料を現行のままでやっていけるのか、あるいは厳しくて近い将来これを引き上げざるを得ないのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） お答え申し上げます。

慶長議員がおっしゃるとおり、どこの国保会計も非常に厳しい状況にあります。それで、むつ市の保険税の収納率も平成16年度が85.6%、そういう状況です。そして、国保の加入者のほとんどが年金、それから無職者がふえているという状況がありまして、この収納率が上がるというのは、所得の低減もございますけれども、なかなか難しい状況にあります。しかも、この合併に伴いまして、大畑地区、それから川内地区が低所得者に対する軽減措置ができないということで税率改正をいたしました。平準化をいたしました。それによりまして、基金が4億1,700万円、むつ市の持っている基金のほとんどを繰り入れいたしました。そういう状況で、確かに国保の財政運営は非常に厳しいということがあります。ただ、今年度の会計といたしましては、今補正で取り崩し中止をしていただきますと3億6,000万円の基金を持ちますことと、それから予備費といたしまして1億1,600万円程度を持ちますけれども、その中で何とかやりくりができると。今年度はもちろんですけれども、来年度も税率改正をしないで済むのではないかなというような見通しを立てております。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（慶長徳造） 非常に厳しくて、来年度あたりは大丈夫のようでございますが、その後についてはどうかかわらないというふうな感じがしたわけでございます。それについていろいろと国保税を引き上げないでやっていく努力は十分されてい

ると思いますので、質疑はこれで終わります。

○議長（宮下順一郎） これでは慶長徳造議員の質疑を終わります。

次に、3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 議案第194号に対してお尋ねいたします。

これは、当然合併した後の補正予算ということで、短期被保険者証と資格証明書はどうなっているかということとちょっとお聞きいたします。私の記憶ですと、何か合併して発行がふえているのではないかという、何かそういううわさがありまして、脇野沢の方は、私はどちらもゼロだというふうに記憶しているのだけれども、先日脇野沢の方へ行ったら、そういう方がもう存在していると、こういう話を聞きましたもので、現状はどうなっているかお答え願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 短期被保険者証、それから被保険者資格証明書の状況についてのお尋ねでありますけれども、合併後、平成17年8月1日現在ですけれども、短期被保険者証は942件、それから資格証明書は125件であります。それで、合併した後ふえているのではないかということなのですけれども、平成16年10月1日がちょうど判定時期なのですが、この時期の4市町村の状況を見ますと、短期被保険者証が1,026件、それから被保険者資格証明書が164件でありまして、比較いたしますと短期被保険者が84件の減、それから資格証明書が39件の減ということで、合併してからは減っております。それから、脇野沢地区につきましては、確かに今のところは短期被保険者証も資格証明書も発行されておられません。滞納者がいないというわけではございませんけれども、この国保税の賦課徴収を所管しております税務部署と連携をいたして、この保険証につきましては運用

しているわけなのですけれども、脇野沢地区につきましては、納付相談とか、それから納付約束、そういう被保険者と接触する機会、それから国保に対するご理解、それから国保税の納付についての理解をいただいて、滞納はしているけれども解消に向かっているということから発行していないということでもあります。

ちなみに、むつ地区につきましても滞納世帯は2,718件ほどございますけれども、その中で短期被保険者証、資格証明書を出しているのがそのような件数ということですから、実際に発行しているのは41%ぐらいになります。あと60%近い人たちは保険証を出すように納付相談とか税相談に応じて理解をいただいているということで保険証を発行している状況です。

この資格証明書、短期被保険者証の方につきましては、再三ご相談に来てくださいと言ってもご相談に来られない方、相談に応じない方、また伺っても、いないというような方でございまして、税務の方でもできるだけ訪問してお話を伺って、こういうことが少なくなるようにという努力は続けておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長(宮下順一郎) これを横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第194号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第194号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第195号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第17 議案第195号 平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第195号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第196号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第18 議案第196号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。3番横垣成年議員。

(3番 横垣成年議員登壇)

○3番(横垣成年) 議案第196号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算について質疑いたします。

政府の方でことしの10月1日から制度改正ですが、私たちから見れば制度改悪ということをする予定で、今まで例えば介護ヘルパーに買い物をお願いする、いいよというところが、買い物はできませんとか、そういう利用サービスの制限が加えられる予定だそうです。また、ホームとかに入居されている方はホテルコスト導入だとか、食事は通常どおり徴収するとか、そういう形での制度改悪がなされる予定で、そういう考え方で経費が多くなるとか少なくなるとかというのがもうこの補正予算に反映されているものかどうか、そこをお聞きいたします。

○議長(宮下順一郎) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) お答えいたします。

10月1日からの制度改正ということでございませぬけれども、これにつきましては施設サービスの居住費と食費が自己負担ということになるものでございまして、これは施設と在宅のバランスをとるためのものでございます。この見直しに当たりましては、住民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の低所得者の方にとって過重な負担とならないような軽減策が今回の補正予算でとられ

てございます。これは、所得に応じた定額の負担限度額を設けることによりまして、低所得者の負担の軽減を図るというものでございます。つまり限度額を超えた分は、介護保険の方から施設及び事業者に支給するという仕組みになってございます。予算上の位置づけといたしましては、特定入所者、介護サービス費という項目を新たに創設いたしてございます。予算書の6ページから7ページになりますけれども、第2款の保険給付費の中に、それに対応する項、第5項になりますけれども、新しい項を創設いたしまして、予算の項の組み替えで措置いたしてございます。したがって、低所得者の方の負担はこれまでとはほとんど変わりはないものと、このように見込んでございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 今の説明で低所得者の方に一定の軽減措置を盛り込んでいる予算ということで、改めてお聞きしまして、そういう予算であるというのを大変うれしく思っているのですが、そういう意味では市の方で大分手当てをして、国の改悪というものを和らげる役割を果たすような形になっているように思うのでありますが、そういう意味では、ちょっとまだいいのか悪いのか判断できないのですが、総枠として、今までより負担がふえるという、この現実で、大体どのくらいの方が市のそういう措置で救われるか、そこまでは教えてもらえないものでしょうか。例えば半分ぐらひは今までよりも負担はやっぱりふえてしまうと、そういうものは教えてもらえないものかどうか。お願いします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

負担割合の把握ということでは、具体的にはしてございませんけれども、ただ現在低所得者とい

うことで、先ほどお答えしましたように、住民税の非課税の方、さらには生活保護を受けている方につきましては利用者負担区分ということで、第1段階から第4段階まで区分をいたしまして、その中で負担を超えた分を介護保険の方から支給しますという形になるものでございまして、この分で具体的にはどのくらいだというのはちょっと把握してございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） まだちょっとはつきりイメージわからないのでありますが、軽減措置は低所得者の方にはとるというのですが、軽減措置ですから、全くゼロではないというふうに考えるのです。そういう意味ではやっぱり10月1日からは少しの負担は今までの方にはかぶさるという形で理解していいのか、それとも今までどおりでほとんど変わらないというふうに理解していいのか。結果的には、やっぱり負担が少しはかかるということになるという理解でよろしいかどうか。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、低所得者の方については、ほとんど従来と変わりがございませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第196号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第196号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第197号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第19 議案第197号

平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、45番柴田峯生議員。

(45番 柴田峯生議員登壇)

○45番(柴田峯生) まず一つは、下水道の部分に設計委託料と工事費が、前者の方は1,000万円、工事費が1,400万円計上になっております。その場所と事業内容をお知らせ願いたいと思います。

それから、集落環境整備費、これは恐らく脇野沢地区の問題だと思えますけれども、これにも524万8,000円の追加工事の方が計上されてありますけれども、これは現在やったものの整理なのか、それともこれからまたその部分が追加としてやられるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 建設部長。

○建設部長(藤井幸男) お答えいたします。

設計委託料、それから工事費について、場所と事業内容というようなことでございます。まず、設計委託料についてでございますが、これは川内地区の熊野川の水環境の設計委託料として943万円を計上してございます。それから、これと同様に工事費も1,400万円ほど計上しているということでございます。

それから、集落環境整備費の関係524万8,000円でございます。これは、九艘泊の漁港農村総合整備事業が完成いたしましたして5年を経過したというようなことから、公共事業の事後評価の調書の作成をしなければいけないことになっております。

この経費ということでございます。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 45番。

○45番(柴田峯生) この事業を見ましても、消費税還付金が381万4,000円あるわけですが、これは主な事業としてはどこの事業に対して消費

税が還付されたのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、財源を整理いたしまして、起債充当分を一般財源へ振りかえして調整しているわけですが、今現在計上されている予算の中で将来、今年度中に一般財源に振りかえが可能な地方債の見通しがあるのかどうか。特に今回は資本費の平準化の問題で、ほとんどがこれに集約されるだろうと思えますけれども、このようなものが今後とも見込まれているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 建設部長。

○建設部長(藤井幸男) お答えいたします。

消費税等の還付金ということでございます。これは、むつ地区、それから川内地区、脇野沢地区については還付がされるということになってございます。残念ながら大畑地区については減額になっているというふうなことでございます。

それから、平準化の問題でございます。議員ご承知のとおりだとは思いますが、下水道事業そのものは先行投資が多額であるということで、供用開始当初は使用料等も少ないと、また処理原価も高くなるというようなこともございまして、非常に高額な使用料となるばかりでなくて、本来は後年度の利用者から徴収すべき先行投資分も利用者が負担することになる、これを後年度の世代の方々に公平にするための措置ということでございますので、今後もこの資本費平準化債は使っていきたいというふうに考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長(宮下順一郎) これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、50番千賀武由議員。

(50番 千賀武由議員登壇)

○50番(千賀武由) 議案第197号について、1点だけ下水道使用料の口座振替制度についてお尋ね

したいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

下水道事業については、むつ地区、そして大畑地区等におきまして着々と進展しているところでございます。大畑地区では、私一家を初め下水道工事を完了した各家庭は快適な環境生活を送っておるところでございます。しかし、この下水道使用料の納入方法につきまして、市役所から送付される納入通知によりまして、市民が市役所あるいは庁舎、あるいは金融機関に足を運んで納入するところでありまして、私の住んでいる大畑地区の該当する住民からも、この口座振替はいつごろになるかとよく聞かれるところでございます。そこでお尋ねいたしたいと思ひますが、この下水道使用料の口座振替制度を推進する意思があるのか、あるとすればいつごろなのか、その時期をお示し願ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） お答えいたします。

現在指定金融機関であります青森銀行と、また郵便局等と協議してございます。ただ、うちの方で使っていますパソコンシステムでは、銀行の方とのシステムがちょっと合わないというようなこともございまして、現在協議をしている最中でございます。できましたら、ことしじゅう、11月ごろからにはぜひともやってみたいということを考えてございます。ただ、あくまでもフロッピーディスクが合うかどうか、システム関係がちょっと問題になっているということでございます。もう少し時間をいただければというようなことでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮下順一郎） 50番。

○50番（千賀武由） 大変ありがとうございました。今の世の中は、給料とか電気料とかガス、水道、生命保険等多くのものが口座振替をされてございます。この口座振替をするならば、市民も手間が

省けますし、市役所にとっても経費の節減とか収納率の向上にも私はつながると思ひますので、ぜひ早い機会に実現するよう希望して終わります。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第197号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第197号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第198号～議案第217号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第20 議案第198号 平成16年度川内町一般会計歳入歳出決算から日程第39 議案第217号 平成16年度むつ市水道事業会計決算までの20件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、議案第198号から議案第217号までの平成16年度川内町、大畑町、脇野沢村各会計決算及び平成16年度川内町、大畑町、むつ市水道事業会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

（菊池十圃夫代表監査委員登壇）

○代表監査委員（菊池十圃夫） まず、平成16年度川内町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各種基金の運用状況、平成16年度大畑町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各種基金の運用状況、平成16年度脇野沢村一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各種基金の運用状況について、審査の結果をご報告いたします。

今回審査に付されました平成16年度川内町、大畑町及び脇野沢村一般会計、各特別会計歳入歳出決算は、ともに平成17年3月14日の合併に伴い、当年3月13日をもって打ち切られた決算にかかわるものでありまして、地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき審査したものであります。

審査の結果、いずれも歳入歳出決算書、附属書類、各基金の運用状況を示す書類の計数は、関係

証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠しておおむね適正かつ効率的に執行されておりました。しかし、公有財産の管理状況については、川内町と脇野沢村において、財産に関する調書中、土地の欄において、決算年度末現在高が確認できなかったため財産台帳を整理するなど、現状把握に努めるよう要望するものであります。

審査の意見につきましては、既にお手元に配布の平成16年度川内町、大畑町及び脇野沢村の一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただきたくお願いを申し上げまして、決算審査のご報告といたします。

次に、平成16年度川内町水道事業会計決算、平成16年度大畑町水道事業会計決算及び平成16年度むつ市水道事業会計決算について、審査の結果をご報告いたします。

まず、今回審査に付されました平成16年度川内町水道事業会計決算及び平成16年度大畑町水道事業会計決算は、ともに平成17年3月14日の合併に伴い、同年3月13日をもって打ち切られた決算にかかわるものでありまして、あわせて合併日以降年度末までの川内水道事業及び大畑水道事業分を合算した平成16年度むつ市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査したものであります。

審査の結果、いずれも決算報告書、財務諸表、その他附属書類は地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、かつ経営成績及び財政状態は適正に表示されておりました。

審査の意見につきましては、既にお手元に配布の平成16年度川内町水道事業会計決算審査意見書、平成16年度大畑町水道事業会計決算審査意見書及びむつ市水道事業会計決算審査意見書のとおり

りでありますので、ご審議の参考にしていただきたくお願いを申し上げまして、決算審査のご報告といたします。

○議長（宮下順一郎） これでは監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案20件については、質疑の通告がありません。

以上で議案第198号から議案第217号までの質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第198号から議案第217号までの平成16年度川内町、大畑町、脇野沢村各会計決算及び平成16年度川内町、大畑町、むつ市水道事業会計決算については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第198号から議案第217号までの平成16年度川内町、大畑町、脇野沢村各会計決算及び平成16年度川内町、大畑町、むつ市水道事業会計決算については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

会議時間の延長

○議長（宮下順一郎） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（宮下順一郎） ここで決算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 3時37分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれまして決算審査特別委員会において、委員長に杉浦洋議員、副委員長に服部清三郎議員が選任されましたので、ご報告いたします。

報告第35号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第40 報告第35号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第35号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

報告第36号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第41 報告第36号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第36号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第36号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第36号は承認することに決定いたしました。

報告第37号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第42 報告第37号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第37号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第37号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第37号は承認することに決定いたしました。

報告第38号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第43 報告第38号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第38号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第38号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第38号は承認することに決定いたしました。

報告第39号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第44 報告第39号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。45番柴田峯生議員。

(45番 柴田峯生議員登壇)

○45番(柴田峯生) 報告第39号、平成17年度むつ市一般会計補正予算の専決についての内容でございますが、補正予算書の2、6、7ページでございます。バイオマス利活用事業費補助金の関係でございます。家畜排せつ物利活用施設整備の問題ですが、農事組合法人の斗南養鶏に補助金を出すということです。これは、当初予算で計上されまして、今回補正額が355万1,000円追加という形に

なったわけであります。この追加に伴って、まず第1点は事業の内容に変更があったかどうか。それから、当初の計画では補助区分として2分の1額が計上になっているわけです。8,102万5,000円ずつそれぞれ事業主体がそのくらい、県がそのくらいということで計上になっていますが、その2分の1額が実証圃場のような形で上積みになったかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、この補助金の事業を見ましても、当初予算の際に聞けばよかったのですが、実は環境に対する取り組みをすると、そして自らの家畜の排せつ物を堆肥として活用し、地域内の耕種農家等に供給するという非常に理想的な事業をなさるわけであります。それにしましても、事業主体が9,304万1,000円という計画になっていますが、大体こういう環境整備とか、そういった事業になりますと、市としていわゆる補助の幾分かをかさ上げ対象にできないのかどうか。むつ市の財政事情が苦しいことはわかりますけれども、新しい取り組みとして頑張ろうという場合に、幾らかでも市としてかさ上げ補助ができないのかどうか、緩和してやる方法がないのかどうかということです。

それから、この事業が完成しますと、堆肥の生産量はどの程度で、一般農家に供給できるのか、その問題です。

それから、この養鶏事業というのは非常に難しく、ご案内のように鳥インフルエンザに対して非常に困難な対応をしなければならないという事業になるのですが、現在市として一般的にどういう指導、予防指導をなさっているのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 経済部長。

○経済部長(森 正剛) お答え申し上げます。

事業内容についてでございますけれども、今回の補正額355万1,000円は、事業の中身の変更であ

ったのかということでございます。当初予算では国を通した県の補助、2分の1以内の補助事業として今年度の総事業費としまして1億6,205万円を予定しておりました。そして、県の補助金8,102万5,000円、それから事業主体が同額の負担をして実施するものでございますけれども、県、それから市、事業主体3者が事業実施に向けて最終協議をした段階で、計画にはない外構工事について検討をしました。当初は、事業主体が独自で碎石を敷き詰めて構内道路を確保しようとするものでございましたけれども、あの場所は水はけが余りよくないところでございまして、県のアドバイスで搬入あるいは搬出量、それから各施設の取りつけ部分、そういった部分にアスファルト舗装をすべきであろうとの指導がありまして、今回新たに外構工事を追加しております。

それから、またあわせて原油等の高騰で資材が高値で推移しておりますので、金額の見直しを図った結果によりまして、事業費が増額となったものでございます。

それから、こういう大きな事業については市単独のかさ上げはしないのかということでございますが、この事業は国のバイオマス利活用フロンティア整備事業という補助メニューで、2分の1以内の補助で事業実施するものでございます。柴田議員ご承知のとおり、県、市とも非常に財政状況が厳しい状況であるということもありまして、県単あるいは市独自で上積みして補助できるような状況でないということをご理解いただきたいと思います。

それから、斗南養鶏の施設完成後の堆肥の生産量は幾らかということでございますが、現在斗南養鶏には約29万7,000羽の鶏を飼育しているところで、今まで鶏ふんの処理は、先ほど柴田議員からご指摘ありましたとおり、耕種農家へ供給されておりました。この施設完成後は、鶏ふん、あれ

は相当水分を含んでおりますので、おがくず等々の水分調整剤を混合しまして、年間約2万6,500トン投入しまして2万1,500トンの堆肥ができると。当初水分が75%ぐらい含んでいるものを途中で発酵させまして、水分を大体40%ぐらいにまでしていく過程でそれだけトン数が減ると。そういうできた良質の堆肥を近隣の耕種農家に供給していきたいということでございます。大体4,500トンを耕種農家に供給する予定でございます。それから、残りの1万7,000トンにつきましては、もう一回再使用しまして、水分調整剤として使用する予定でございます。

それから、もう一点の鳥インフルエンザに対する予防、指導はどのようになっているかということでございますけれども、むつ市には県の機関でむつ家畜保健衛生所がございまして、この衛生所です。8月8日、無作為に10羽程度を抽出し、インフルエンザに対する抗体検査を実施しております。その結果異常がないという報告を受けております。それから、毎週1回、鶏舎の中、特に夏ばて、あるいはストレス等々で死亡する鶏も出てますけれども、その報告を求めて異常な数値がないかどうか、そういったチェックもしております。今後ともむつ家畜保健衛生所との連絡を密にし、情報交換しながら注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） 下北の農業を支えていく大きな役割を担う事業主体だと私も理解しているわけでありまして。いわゆる食糧自給率がかなり低いという日本の状況の中で、下北圏内でこういう下北住民に対して供給できる家畜農家ですから、できれば市としても補助金のかさ上げなど将来考慮していただくことを希望して質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑

を終わります。

以上で報告第39号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます報告第39号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ
って、報告第39号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ
って、報告第39号は承認することに決定いたしま
した。

散会の宣告

○議長(宮下順一郎) 以上で、本日の日程は全部
終わりました。

お諮りいたします。明8月30日と9月2日は決
算審査特別委員会のため、8月31日は常任委員会
のため、また9月1日と9月5日は議事整理のた
め休会したいと思います。これにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ
って、明8月30日と9月2日は決算審査特別委員
会のため、8月31日は常任委員会のため、また9
月1日と9月5日は議事整理のため休会するこ
とに決定いたしました。

なお、9月3日と4日は休日のため休会とし、
9月6日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。